

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380150

研究課題名(和文)過去のコンテンツ資産の権利処理の円滑化と利用促進に関する総合的研究

研究課題名(英文)The Comprehensive Study on Facilitation of the Licensing and the Exploitation of Existing Contents Assets

研究代表者

今村 哲也 (IMAMURA, TETSUYA)

明治大学・情報コミュニケーション学部・専任准教授

研究者番号：70398931

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、過去のコンテンツ資産の利用推進に伴い生じる権利問題について、外国の制度状況も調査しながら、現行制度の改善や新たな提案を行うための総合的研究を行うことを目的に実施した。具体的な論点として、過去のコンテンツ資産の利用について、(1)その権利関係をめぐる現状の整理、(2)諸外国の法制度の状況、(3)利用推進に向けた権利処理の円滑化方策について、関係者への聞き取り等の実態調査や諸外国の制度状況を調査し、課題解決に向けた立法論・解釈論を展開した。研究に基づく具体的な提案として、拡大集中許諾制度の導入を主張している。

研究成果の概要(英文)：In this research, three issues, regarding the use of past content assets, were discussed by means of inquiring survey and investigation of foreign legal system. First, this research dealt with the current situation concerning its relations of right. Second, situation of legal systems in other countries was considered. Third, the research examined possible legal means for smooth and efficient rights clearance system. As a result of the survey and comparative law research, it developed both of legislative theory and interpretation theory to solve the problems. As a specific proposal research, it makes a suggestion of introduction of extended collective licencing system.

研究分野：社会科学 法学 新領域法学 知的財産法

キーワード：著作権 コンテンツ 大量デジタル化 孤児著作物 アーカイブ 拡大集中許諾

1. 研究開始当初の背景

(1) 学術研究の社会的背景

世界各国の図書館等の公的機関が、過去のコンテンツ資産である所蔵品をデジタルアーカイブ化する事業を推進していたが、その過程において、著作権等の権利処理に関しコスト面での課題を抱える結果となることが問題となっていた。例えば、国立国会図書館が、明治期刊行図書のデジタルアーカイブを構築する過程で、その一部である 106,099 タイトルの著作権及び連絡先調査のために、約 2 億 6 千万の経費と約 28 カ月を要し、その上、約 7 割の著作権者の所在が所在不明という結果であったといわれる。著作権法には著作権者不明等の場合の裁定制度（67 条等参照）があり、文化庁長官の裁定を得れば、権利者が不明でも利用は可能だが、予め著作権調査・連絡先調査等を行うとともに、供託所に補償金を納める必要があり、先の例では、約 360 万円を国立国会図書館は供託していた。こうした中、現行の裁定制度は、過去のコンテンツ資産の大規模な活用にとって必ずしも有効な方策ではないとする見方もあり、政府の知的財産戦略本部『知的財産推進計画 2013』でも、裁定制度の見直しに向けた動きが存在していた。本研究は、過去のコンテンツ資産の利用が進む中で、著作権法が前提としてきた環境が変化しつつあり、政府レベルでも各種の検討が行われているという社会的背景の中に位置付けられるものであった。

(2) 関連する国内外の研究動向：

過去のコンテンツ資産の権利処理の円滑化に関連する研究については、各種の研究動向がある。国外の代表的な当時の文献としては、米国著作権局による Legal Issues in Mass Digitization: A Preliminary Analysis and Discussion Document (2011)があり、大量デジタル化の問題の法的論点を洗い出していた。英国では、カーディフ大学のハーグリーヴス教授による Digital Opportunity: A Review of Intellectual Property and Growth (2011)が公表され、同国における孤児著作物に関する強制許諾制度、及び拡大集中許諾制度の採用、そして同報告書のデジタル著作権取引所というアイデアから、コンテンツの利用許諾を媒介するマーケットとしての著作権ハブの着手に結実した。欧州では、2012 年 10 月に孤児著作物指令(Orphan Works Directive)が採択され、欧州域内で共通のルールが設けられたが、それ以外にも、コンテンツ資産の権利処理の円滑化との関係では、著作権保護期間内の絶版資料のデジタル化と利用について、欧州の図書館団体・出版社団体等が合意した Memorandum of Understanding (MoU) on Key Principles on the Digitisation and Making Available of Out-of-Commerce Works(2011)の動向が注目されていた。その他、コンテンツ資産の大量の権利処理に関する各種の法的課題を横断的に検討した文献として Maurizio Borghi,

Stavroula Karapapa, COPYRIGHT AND MASS DIGITIZATION: A CROSS-JURISDICTIONAL PERSPECTIVE(Oxford, 2013)等があった。国内の文献としては、本研究代表者も参加した情報通信総合研究所編『諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』(2013 年)があり、2013 年 3 月時点の権利者不明等の著作物をめぐる諸外国の状況が紹介されていた。

上記報告書や研究書には、日本の法制度を検討する上で比較対象とすべき研究成果が散在しており、それらを比較法的な調査対象として集約することは急務であったが、加えて、世界的にみても現在進行形の問題であり、継続して新たな資料収集を行うことも求められていた。また、今回の課題は、これらの外国の状況等を検討材料として、我が国の制度の在り方を提案するものとして位置付けられるものであった。

(3) 先行研究からの着想：

研究代表者は、2009 年-2010 年の科研費による研究(研究代表者・若手研究 B「権利者等不明著作物の利用の在り方に関する総合的考察」)を通して、デジタル化・ネットワーク化により、過去のコンテンツ資産が、権利者が不明である等の理由で円滑に著作物が利用できない状況があるという問題について諸外国の制度について考察してきたが、その過程で、権利者不明等の場合には、過去のコンテンツの大量デジタル化の場合(国会図書館によるデジタルアーカイブ事業等)と、個別のコンテンツのデジタル化の場合(出版社が書籍の復刻版を発刊する場合等)とでは、目的の公益性という部分において、問題状況が大きく異なっていることに気付いた。また、2011 年から 2013 年までの研究(研究代表者・基盤研究 C「電子書籍の普及に向けた著作権法上の法的課題の検討」)を通して、出版物の権利やその集中管理の状況をめぐっては、諸外国の法制度やその運用状況との相違が数多く存在することに気がついた。また、研究分担者として携わった事業(基盤研究 A「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」(研究代表・中山信弘))では、英国の近時の著作権法制度改革について調査を行い、2013 年の企業規制改革法において、権利者不明著作物について強制許諾制度と拡大集中許諾制度が並列的に採用されるとともに、著作権ハブという小規模な利用許諾にも対応可能なライセンス市場を構築しつつある状況を明らかにし、論文に整理するとともに、文化庁委託事業である情報通信総合研究所編『諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』(2013 年)に整理した(分担執筆)。また、英国の拡大集中許諾制度の導入については、所管大臣に規則の制定権限を授権するにすぎないもので、詳細は今後決定されることから、今後の動向を追う重要性を認識した。

なぜ英国の検討が重要かという点、日本の裁定制度と同様の強制許諾制度を新たに採用しつつ、我が国にはない北欧型の拡大集中許諾を採用したという点で、将来の日本の法制度の在り方を考える上で参考になる部分が大いと考えたためである。以上のような研究代表者の先行研究の成果から生じた疑問も、本研究の動機の一部となった。

2. 研究の目的

上記のような研究開始当初の状況を背景として、デジタル化・ネットワーク化に伴って、世界各国の図書館等の公的機関により、過去のコンテンツ資産をデジタルアーカイブ化する等の事業が進められていた。しかし、作品の著作権者等から事前の許諾を得る作業には膨大なコストが必要であるため、文化事業を推進する場合の障害となっていた。本研究では過去のコンテンツ資産の利用推進に伴い生じる権利問題について、外国の制度状況も調査しながら、現行制度の改善や新たな提案を行うための総合的研究を行うことを目的とした。具体的には、過去のコンテンツ資産の利用について、(1)その権利関係をめぐる現状の整理、(2)諸外国の法制度の状況、(3)利用推進に向けた権利処理の円滑化方策について、関係者への聞き取り等の実態調査や諸外国の制度状況を調査し、課題解決に向けた立法論・解釈論を展開することを目的として位置づけた。

3. 研究の方法

本研究の具体的な内容は、3つの内容から構成することとした。まず、研究の背景を整理する調査研究として、(1)過去のコンテンツ資産の利用に際して生じる権利関係をめぐる現状を整理し、大量デジタル化の際の権利処理に際して顕在化している問題点を指摘し、次年度以降の研究調査の方向性をより明らかにする。次に、(2) (1)の資料収集を前提として、諸外国の法制度の状況について、我が国の制度との関係を配慮しながら整理する。最後に、(3)著作物の種類や実務の慣行に配慮しながら、過去のコンテンツの利用円滑化方策として最適なモデルを提案し、あわせて課題解決に向けた立法論・解釈論を展開する。

調査研究の具体的な方法は、オーソドックスに、国内外の文献調査や有識者へのヒアリングに基づく比較法的考察（主に英国）を含む調査研究を中心とするが、デジタル化プロジェクトに関わる関係者からの聞き取りによる調査も取り入れることとした。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果（各年度、研究全体）

平成 26 年度

過去のコンテンツ資産の利用に際して生じる権利関係に関する最新の文献や情報と従前収集した資料を分析し、その成果を公表

することとした。そのために、以下の計画・方法により研究を実施した。

(a) 資料収集・分析：資料収集を継続しつつ、過去のコンテンツ資産の利用に際して生じる権利関係をめぐる現状を整理しつつ、大量デジタル化プロジェクト等の出現により顕在化した問題点を指摘して、次年度以降の研究調査の方向性をより明らかにした。

(b) 海外調査：最新の外国の情報入手のため海外調査を行った。米国については、資料に基づいてこれを行い、英国については現地で資料収集を行った。

(c) 中間報告：論文の執筆や研究会等での報告を通して、政策立案や学究活動の議論の糧となるよう努めた。具体的には、研究会や学会での報告を行うとともに、専門誌に論点をまとめて、現段階の私見を交えた論文を公表した。

公表論文のひとつでは、大量デジタル化の際の権利処理に際して顕在化している問題点のひとつとして、孤児著作物問題（著作権者の身元または所在の確認が困難または不可能な状態にある著作権で保護されている作品）を取り上げて、分析を行った。

平成 27 年度

初年度の文献資料の分析や海外調査により収集した研究成果を踏まえて、諸外国の法制度の状況について調査するとともに、我が国の制度との関係を配慮しながら検討し、立法論的な示唆を提供するとともに、著作物の種類や実務の慣行に配慮しながら、過去のコンテンツの利用円滑化方策として最適なモデルを提案し、あわせて課題解決に向けた立法論・解釈論を展開することが主たる作業と位置づけた。

以下の計画・方法により、研究を実施した。

(a) 資料収集・分析：初年度に収集した資料の分析の他、引き続き、追加的な資料収集とそれらの分析を行った。

(b) 海外調査：海外調査では、研究分担者が、本研究に関連する課題も扱う2日間の国際コンファレンス（ロンドンで開催）に参加して、幅広く関連情報を収集した。また、海外の研究協力者が来日することがあったので、その機会を生かして、論点に関する意見交換を行った。

(c) 中間報告：総合研究のうち、権利者不明著作物の問題と教育の情報化に伴う著作物の権利処理の円滑化と利用促進に関して、分担執筆の書籍論文のなかで公表を行った。また、研究成果を報告する機会として、学会において報告を行った。

平成 28 年度

最終年度は、これまでの考証を踏まえて、最終的な成果をまとめて学会等の報告や論文の作成を主として行った。

(a) 資料収集・分析：最終的な成果である論文等や報告において必要となる追加的な資

料収集とそれらの分析を行った。

(b) 海外調査：海外調査では、過年度の調査を通して共同研究を行った研究者との間で関連する課題についての意見交換を行った。とりわけ、英国の状況については、拡大集中許諾制度を導入したこともあり、有識者から最近の事情に関する情報を得た。

(c) 最終報告：最終のまとめとして、論文の執筆や学会での報告を通して研究成果を公表した。具体的には、日本知財学会の学術研究発表会において「教育の過程における著作物利用に適用可能な権利制限規定に関する法解釈とその限界」と題する報告を行うなどした。

研究期間全体を通じて、過去のコンテンツ資産の利用について、(1)その権利関係をめぐる現状の整理、(2)諸外国の法制度の状況（イギリスを中心に）、(3)利用推進に向けた権利処理の円滑化方策について、関係者への聞き取り等の実態調査や諸外国の制度状況を調査し、課題解決に向けた法制度のあり方について議論を展開した。

研究全体の成果

本研究の目的としては、過去のコンテンツ資産の利用について、(1)その権利関係をめぐる現状の整理、(2)諸外国の法制度の状況、(3)利用推進に向けた権利処理の円滑化方策について、課題解決に向けた議論を展開することを目的として位置づけた。最終的な提案としては、今村哲也「第7章 「拡大集中許諾制度導入論の是非」」(中山信弘・金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割』(2017年、弘文堂)所収)において、拡大集中許諾制度導入論の是非の問題として、課題解決に向けた議論を展開した。

同論文は、近時注目を浴びている拡大集中許諾制度(ECL)について論じたものである。まず、現代の著作物の利用許諾をめぐる新たな問題状況について整理し、拡大集中許諾制度が注目を集めているに至った背景事情と同制度の基本的内容について説明した。また、ECLは伝統的に北欧諸国で採用されてきたが、近時、イギリスにおいて同制度が新たに導入されたので、その動向についても触れた。更に、ECLを導入することの意義について論じたうえで、ECL契約の拡張効果の法的根拠、同制度がワンサイズ・フィッツ・オールの方策ではないことなど、同制度の導入をめぐる幾つかの主要な問題点について、批判的な検討を行った。以上の考察を前提として、同制度を導入することの是非について、それを是とする結論を述べつつ、その理由について述べた。

(2)得られた成果の位置づけ

最近になって、本研究代表者も参加した『平成28年度文化庁委託事業 拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書』(2017年3月、

一般財団法人ソフトウェア情報センター)が公表されたところ、日本国内でも、コンテンツ資産の利活用に関して、拡大集中許諾制度の導入の是非をめぐる議論が本格的になされると考えられる。本研究の成果は、そうした議論に一定の示唆を与えるのではないかと考えられる。

(3) 本研究の今後の展望

本研究課題を通して、過去のコンテンツ資産の利用推進に伴い生じる権利問題について、外国の制度状況も調査し、論文や学会発表を通して、現行制度の改善や新たな提案を行ってきた。過去のコンテンツ利用は、公益性と営利性、大量処理と個別処理の軸で分類すると、(a)公益性が高く大量処理が必要なものと、(b)営利性が高く大量処理が必要なもの、(c)営利性が高く個別処理がなされるもの、(d)公益性が高く個別処理がなされるもの、に大別でき、(a)は個別の権利制限規定の拡充、(b)は集中管理での権利処理、(c)は通常の許諾処理が志向されると考えたが、教育の場面での利用がその典型の1つとなる(d)の類型については、実際には様々な制度設計が可能であり、慎重な分析が必要であるとの着想を得た。特に、本研究課題における成果の一つである論文『著作権法35条の著作権制限規定の現代的課題』では、これまでは著作権法35条の恩恵で、教育機関は、集中管理団体と特にライセンスを結ぶ必要がなかったという状況があったが、ICT活用によりその状況は変容するとの着想を得た。加えて、「拡大集中許諾制度」の研究により、(d)の類型に関して新たなライセンス枠組みを検討するべきではないかとの着想も得た。他方、研究分担者として携わった事業(基盤研究A「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」(研究代表・中山信弘))の研究では、著作物を利用するプレーヤーが多様化した今日、「専門家ユーザー/エンド・ユーザーの規範領域の区別」を考慮すべきであり、その場合、法律だけでなくすべてが解決するのは困難であり、「法律・契約・技術・モラル」といった各種の社会規範等を適宜使い分ける必要があり、法制度においても「制度論のメニュー」を制度がより複雑になってコストが増加しない範囲で、豊富に用意しておくことが妥当であると結論づけたが、このことを特に教育の場面に応用して検討するという研究の着想を得た。また、同研究では「教育機関における著作物の複製等に関する著作権処理の現状と課題」と題するシンポジウムを2回実施、関係者との人的ネットワークが構築できた。

そこで、本研究も含めた研究代表者の参加した先行研究課題を基礎として、その成果から生じた疑問を基礎に、教育過程のコンテンツ利用円滑化に関連する具体的論点を整理検討し、これまでの研究成果を発展させることを目的に、基盤研究(C)「ICT活用教育に

におけるコンテンツ利用をめぐる法的課題に関する総合的研究」を申請したところ、これが採択されたので、同課題についてさらなる研究を進めることになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

(1)今村哲也「オーファンワークス」コピーライト661号(2016年)44-52頁,査読なし(招待有)

(2)今村哲也「我が国における著作権者不明等の場合の裁定制度の現状とその課題について」日本知財学会誌11巻1号(2014年)58-77頁,査読あり

(3)今村哲也「著作権者不明等の場合の裁定制度の在り方について」論究ジュリスト9号(2014)173-178頁,査読なし(招待有)

(4)今村哲也「イギリスにおける映画の著作物の非営利上映について」JVA REPORT 163号(2014)5-8頁,査読なし(招待有)

〔学会発表〕(計4件)

(1)今村哲也「教育の過程における著作物利用に適用可能な権利制限規定に関する法解釈とその限界」第14回日本知財学会 学術研究発表会(2016年12月4日)日本大学法学部10号館(東京都・千代田区)

今村哲也「日本における拡大集中許諾制度の導入をめぐる議論」The Korea Copyright Law Association, KOREA-CHINA-JAPAN NETWORK WORKSHOP ON COPYRIGHT(2016年11月3日)(ソウル・韓国)

(2)今村哲也「英国著作権法制は変わるのか」ALAI Japan 2016年度研究大会(2016年12月04日)一橋講堂・中会議場1(東京都・千代田区)

(3)今村哲也「ICT活用教育の場面における著作物等の保護と利用に関する研究」学会等名日本知財学会『第13回日本知財学会 学術研究発表会』(2015年12月5日)東京大学本郷キャンパス(東京都・千代田区)

(4)今村哲也「過去のコンテンツ資産の権利処理の円滑化と利用促進に関する研究」第12回日本知財学会 学術研究発表会(2014年11月30日)東京理科大学 葛飾キャンパス(東京都・葛飾区)

〔図書〕(計4件)

(1)今村哲也「第7章「拡大集中許諾制度導入論の是非」」中山信弘・金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割』(2017年,弘文堂)所収,総ページ数738頁(第7章 309-336頁担当)

(2)今村哲也「アーカイブに関する著作権の制限に関する一考察 - 近時のイギリスにおける法改正から得られる示唆 - 」設楽隆一・清水節・高林龍・大淵哲也・三村量一・片山英二・松本司編『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集』(2015,発明推進協会)所収,総ページ数1376頁

(1147-1162頁を分担)

(3)今村哲也「孤児著作物制度に関する展望」上野達弘・西口元編『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』(2015,日本評論社)所収,総ページ数460頁(426-438頁を分担)

(4)今村哲也「著作権法35条の著作権制限規定の現代的課題 - 著作物の自由利用とライセンス・スキームとの制度的調整のあり方」小泉直樹,田村善之 編集委員『はばたき - 21世紀の知的財産法 中山信弘先生古稀記念論文集』(2015,弘文堂)所収,総ページ数1087頁(643-659頁を分担)

〔その他〕

今村哲也「著作権者等不明の場合における強制許諾制度の比較法的考察 - カナダおよびイギリスとの制度比較から得られる日本法への示唆について」第41回RCLIP研究会(2015年3月27日)早稲田大学早稲田キャンパス 小野記念講堂(東京都・新宿区)

6. 研究組織

(1)研究代表者

今村哲也 (IMAMURA, Tetsuya)

明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授

研究者番号：70398931

(2)研究分担者

安藤和宏 (ANDO, Kazuhiro)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：00548159